

あけまして
おめでとう
ございます



阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田 眞二

〒567-0827
茨木市稲葉町5-14
TEL 072(634)4331(代)
FAX 072(632)1828

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 11日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

ワンポイント 料飲店等期限付酒類小売業免許

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上の減少に直面した料飲店等への救済措置として、在庫酒類の持ち帰り販売を可能とした有効期限6カ月間の期限付き酒類販売免許。昨年6月で申請は終了しましたが、感染症の収束が見えないことから一定要件の下、今年3月31日まで期限が延長されています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月1日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
2月1日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月12日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
2月1日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
2月1日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
2月1日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
2月1日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
2月1日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
2月1日
(労働保険事務組合委託の場合2月15日まで)

1月の税務処理

各種法定調書や 償却資産申告書の 作成・提出、 所得税還付申告

年が明けて一月の税務関連の処理としては、各種法定調書や償却資産申告書等の作成及び提出が待っています。また、令和二年分の還付申告も一月から始まります。

毎年行うことですが、確認を兼ねてポイントを整理しておきます。

I 各種法定調書の作成

法定調書は、「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」及び「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の規定により税務署に提出が義務付けられている資料をいいます。

類出項目として次の三種類があり、これらは支払が確定した日の属する年の翌年一月末（今年が日曜日のため二月一日）までに所轄税務署長に提出します。

1 給与所得の源泉徴収票
複写作成され、①税務署提出用、②受給者交付用、③市区町村提出用（給与支払報告書）として利用されます。

令和二年分については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により項目名・記載内容が変更されています。

給与所得の源泉徴収票の提出範囲は表1のとおりです。

2 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

令和二年中に講演料や外交員報酬など所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金等を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に税務署への提出義務があります。

3 不動産の使用料等の支払調書
令和二年中に不動産、不動産

の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価の支払をする法人や不動産業者である個人が提出義務者です。

提出範囲は同一人に対する年間の支払金額の合計が一五万円を超えるのですが、法人（人格のない社団等を含みます）に支払う不動産の使用料等については、権利金、更新料等のみを提出します。したがって、法人に対して、家賃や賃借料のみを支払っている場合は、支払調書の提出は不要です。

● e i T a x 等による提出義務基準の引下げ

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった枚数が「一〇〇枚以上」である法定調書については、今年一月一日以後の提出から e i T a x 又は光ディスク等により提出することとなりました。

したがって、令和元年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「一〇〇枚以上」である場合には、今年一月に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、

表1 給与所得の源泉徴収票の提出範囲

受給者の区分		提出範囲
年末調整をした者	(1) 法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても令和2年中に役員であった者	令和2年中の給与等の支払金額が150万円を超える者
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	令和2年中の給与等の支払金額が250万円を超える者
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	令和2年中の給与等の支払金額が500万円を超える者
年末調整をしなかった者	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 令和2年中に退職した者、災害により被害を受けたため、令和2年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者
		ロ 令和2年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者
(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）		令和2年中の給与等の支払金額が50万円を超える者

e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となりました。

II 償却資産申告書

1 申告すべき資産

令和三年一月一日現在において現存する事業用償却資産（他に貸しているものを含みます）について申告します。

具体的には、表2に掲げるようなものです。

なお、遊休資産や未稼働資産であっても賦課期日（一月一日）現在において事業の用に供することができている状態にあるものや、租税特別措置法による「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により三〇万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合も、申告対象となります。

2 申告の方法

(1) 前年度（令和二年度）に申告した者……増減申告

令和二年一月二日から令和三年一月一日現在までの間に、増加・減少のあった資産について申告します。

(2) 今年度初めて申告する者

……全資産申告

令和三年一月一日現在で所有する全ての資産について申告します。

3 免税点

課税標準の合計額が一五〇万円未満の場合は課税されません。

4 納期

納期は四月、七月、十二月及び翌年二月の四回です（市区町村で異なる場合があります）。

III 還付申告のポイント

1 所得税の還付申告とは

確定申告書の提出義務がない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告をすることで納め過ぎた所得税の還付を受けることができる制度です。

還付申告ができる期限は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年一月一日から五年間です。令和二年分の還付申告については、今年一月から行えますので、早めに還付申告書を提出することにより、還付も早く受け取ることができます。

2 還付申告の具体例

還付申告の具体例としては、次のものがあります。

(1) 雑損控除があるとき

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合

(2) 医療費控除があるとき

本人や生計を一にする配偶者その他の親族が支払った医療費、または特定のスイッチOTC医薬品の購入費のうち、一定の金額を超える部分の金額

(3) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき

(4) 年の途中で退職し、源泉徴収税額が納め過ぎとなつているとき

(5) 国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、特定の寄附をしたとき

(6) 上場株式等に係る譲渡損失の金額について申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したとき

(7) 特定支出控除の適用を受けるとき

表2 資産の種類と主な償却資産

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	看板（広告塔）、井戸、門、塀、庭園その他土地に定着する土木設備など
2. 機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、起重機その他物品の製造、加工修理などに使用する機械及び装置など
3. 船舶	ボート、貨物船、漁船、客船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	ホイールクレーン、フォークリフトなどの特殊自動車（自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く）など
6. 工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、プリンター、計算機、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、切削工具など

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

世界に拡大・蔓延した新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束が見えない状態が続いています。政府では、持続化給付金や雇用調整助成金、家賃支援給付金をはじめとする各種助成金等の支援策やGo Toキャンペーン（Go Toトラベル、Go Toイートなど）による消費活性化策などを実施していますが、特に中小・零細企業は極めて厳しい状況が続いています。昨年9月に安倍前首相に代わり第99代総理大臣に就任した菅首相の手腕に期待したいところです。

平成28年1月から運用が開始されたマイナンバーカードの交付率は昨年10月現在で20.5%と低調な状況となっています。今年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される予定で、普及率増加が期待されていますが、情報漏洩等への懸念もあることから政府には十分なセキュリティ対策を行った上で、開始してほしいものです。

労務関係では、今年1月1日から「改正育児・介護休業法」が施行され、子の看護休暇や介護休暇について、“半日単位”から“時間単位”での取得が可能となり、4月からは「改正パートタイム・有期雇用労働法」における“同一労働同一賃金”が中小企業でも始まりますので、しっかりとした対応が必要です。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

相続財産を国や公益法人などに寄附したとき

相続や遺贈によって取得した財産を国、地方公共団体、公益を目的とする事業を行う特定の法人又は認定非営利活動法人（認定NPO法人）に寄附した場合は、その寄附をした財産や支出した金銭は相続税の対象としない特例があります。

特例を受けるには、①寄附した財産が相続や遺贈によって取得した財産であること（相続等で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金も対象）、②相続財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附すること、③寄附先が国、地方公共団体、教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる公益を目的とする事業を行う特定の法人又は認定NPO法人であること、のすべてに当てはまるのが要件です。

適用に当たっては、相続税の申告書に寄附又は支出した財産の明細書や一定の証明書類を添付することが必要です。

チャットボット「税務職員ふたば」

国税庁は、所得税の確定申告に関する問い合わせが多い質問について、AI（人工知能）を活用したシステム、チャットボット（「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉）の「税務職員ふたば」による自動応答サービスを開始します。主に次の相談に対応しています。

・医療費控除、住宅ローン控除

・寄附金控除（ふるさと納税）、配偶者（特別）控除、扶養控除など所得控除に関すること

・電子申告や確定申告書等作成コーナールの操作に関すること

・二四時間利用できません。

・所得税の確定申告に関する質問は、今年一月中旬から利用開始予定です。